

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう (へいせい ねんぽうだいごごご) がいよう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法 だいしやう 第4条 きほんげんそく 基本原則 さべつ かいしょう 差別の禁止	だいごう 第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 なんびと しょうがい者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	だいごう 第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	だいごう 第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
---	---	--	--

くたいか
具体化

